

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員等特定処遇改善加算とは

令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても令和4年4月より加算算定を行うことになりました。

介護職員等特定処遇改善加算算定要件

1. 現行の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得していること
2. 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること
3. 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

見える化要件とは

処遇改善加算の算定状況と賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

見える化要件に基づいた当法人の取組は以下のとおりです。

| 区分 | 職場環境要件項目 | 当法人の取組 |
|--------------|---|---|
| 入職促進の取組み | 法人・事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針等仕組みの明確化 | 事業計画、経営計画を策定し適宜事業所掲示、広報、ホームページに掲載している |
| 資質向上への取組 | 働きながら介護福祉士取得希望者・認知症ケア・中堅職員のマネジメント研修の受講支援等 | 資格取得に係る休暇・取得奨励金の支給。職員が研修を受講しやすい環境を整備し人事考課と連動し計画的な人材育成を行っている |
| 両立・多様な働き方推進 | 子育て・介護と仕事の両立の制度充実。有給休暇の取得しやすい環境。業務・福利厚生等相談体制の充実 | 子育て、介護について希望する職員に休業等に関する規程をもって両立しやすい環境を整備している |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | 介護技術・腰痛の研修、短時間労働者の健康診断・休憩室の設置。事故・トラブルへの対応マニュアル等体制整備 | 毎年、腰痛に関する研修を実施健診・休憩室の整備。マニュアル等を整備している |

| | | |
|--------------|--|--|
| 生産性向上の業務改善 | 業務手順書の作成、記録等様式の工夫による情報共有・作業負担の軽減 | 業務マニュアルを各事業所に整備し毎年更新。記録や情報共有を介護ソフトの活用で作業の軽減化に取り組んでいる |
| やりがい・働きがいの醸成 | ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化、個々の気づきを踏まえた勤務環境等の改善。利用者本位のケア方針等介護保険・法人理念を定期的に学ぶ機会の確保 | 毎月、定例会議を開催し、ケア方針の協議等職場間のコミュニケーションを図っている。また、研修機会を設け事例検討を定期的に行い学ぶ機会を確保している |